

平成32年7月3日

実施した令和元年度介護職員等特定処遇改善の内容について

標題については、実施した職場環境等要件の内容は下記のとおりです。  
全ての職員に周知徹底をしております。

記

1. 資質の向上

研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動の取り組みを給与規程第9条第6項に位置付けました。

介護職に従事する者は、「社会福祉法人貴愛会介護職員キャリアパス表」に基づき、基本給を決定しました。

2. 労働環境・処遇の改善

健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

労働安全衛生法第66条に基づき、全職員の健康診断をに実施しました。

同時期に全職員の心理的な負担の程度を把握するための検査を行いました。

職員休憩室については、従来の職員休憩室（和室）を活用し、テーブルや座布団を整備し、寛げる雰囲気を作り上げました。

分煙スペースについては、地下に設置しました。

寒さ対策のためにビニールシートで覆ったスペースを設け、テーブルや灰皿を配置しました。

3. その他

職員の増員による業務負担の軽減

常勤職員は2ヶ月前、非常勤職員は1ヶ月前までに、退職届を法人に提出することになっていきます。

退職の意向をできるだけ、速やかに把握し、退職の人数以上の職員を確保することに努めました。

なお、処遇改善のうち、職場環境等要件に要した費用は、1, 4 6 9, 7 4 0円でした。

以 上